

宴会・催事利用規約

公益財団法人国際文化会館（以下「当施設」と称します）では、宴会場・会議室の利用に関して、下記の規約を設けております。つきましては、宴会・会議室のご利用、設営、お支払い等について下記の事項を予めご了承くださいますようお願い申し上げます。

また、規約の内容、ご利用料金に関しましては予告なく変更することがございますので併せてご了承くださいますようお願い申し上げます。

1. 利用制限

当施設は、国際文化交流事業の一環として運営されておりますので、ご利用に際しては下記の催し物・会合にはご利用いただけませんのでご了承ください。

- (1) 展示即売会など当施設を利用して金銭を得る催し物
- (2) 政党の集会、政治活動を主目的とする会合
- (3) 宗教の布教、礼拝での利用
- (4) 未成年者を対象とする催し物
- (5) その他当施設が不適切と認める催し物・会合

2. ご予約承り時期につきまして

宴会・会議室のご予約受注につきまして、下記の事項を予めご了承ください。

- (1) 国際文化会館の個人・法人会員の場合
平日はご利用日の12か月前の月初より承らせて頂きます。
- (2) 上記以外の場合
平日はご利用日の6か月の月初より承らせて頂きます。
- (3) その他

土日祝日の宴会場御利用につきましては、ご利用日の3か月前より承らせて頂きます。

2. 宴会・会議室のご利用と追加料金

宴会・会議室のご利用は、設営から撤去を含め、事前に係員と打合せいただいた時間内で終了させていただきますようお願い致します。また、宴会・会議室の利用開始から終了までのご契約時間は、所定の室料をお支払いいただいておりますが、この契約を超過した場合は追加料金を頂戴いたしますので予めご了承ください。ただし、次の使用時刻の関係で時間延長に応じられない場合もございますのでご了承ください。

3. 前受金

当施設より提示いたしましたお見積書概算額を、期限を定めお支払いいただく場合がございます。

4. お支払い

お支払いは、事前に現金またはお振込みにてお支払いいただくか、開催当日に現金または、当施設指定のクレジットカードにてお支払いいただけます。後日のお振込みにつきましては、原則承っておりません旨ご了承ください。

5. 出席人数の最終確認

お料理等をご用意させていただく人数（以下「有料人数」と称します）の最終ご注文数は、開催前々日の午前中までに当施設の担当係員へご連絡ください。上記期限を過ぎてご出席者が有料人数より減少した場合でも最終ご注文の料金をご請求させていただきます。

6. 取消料と期日変更及び会場変更料

すでにご予約いただいた宴会・会議をお取消しになる場合は、下記の取消料を頂戴いたします。

これは期日変更及び会場変更の場合も含まれます。

取消料（日数は、お申出の日から起算いたします）

- | | |
|----------------------|------------------|
| ・開催日当日から30日前から15日前まで | 室料の30%+実費総額※ |
| ・開催日当日より14日前から3日前まで | 料理・室料の50%+実費総額※ |
| ・開催日の前々日及び前日 | 料理・室料の80%+実費総額※ |
| ・開催日当日のお取り消し | 料理・室料の全額 + 実費総額※ |

※実費総額・・・手配・作成済みの看板や印刷物や機材・司会等の総額

7. 装飾、余興等の手配

宴会・会議などに関する装飾、音響、音楽、バンケットコンパニオン、引出物等につきましては、当施設指定の業者をご利用ください。

お客様の都合で当施設指定業者以外の業者をご利用になる場合は、事前に当施設の了解を得た上でご手配くださいますようお願い申し上げます。

また、エレクトリックギター、金管楽器、打楽器等、会場の防音並びに耐振動許容範囲を超える楽器・機器の使用はご遠慮いただいておりますのでご了承ください。

8. 直接ご依頼の業者に対する指示

当施設の了解のもとにお客様が直接依頼された業者が行う宴会・会議等の装飾、余興等の機材及び材料の搬入搬出、または看板等の仕様、取付方法、設置場所等につきましては当施設より関係者へご指示申し上げます。

※7、8の項目につきましては、お客様ご自身でご準備された場合にも適用とさせていただきます。

9. 損害賠償

お客様（お客様側の全ての関係者を含みます）及びお客様が直接手配された業者の方々が当施設の施設、什器、備品等を破損、紛失させた場合は、その補償に関して当施設よりご指示申し上げますので、ご利用お申込者がそれに合わせて速やかに修理していただくか、損害賠償金を負担していただきます。

10. 禁止事項

次に掲げる各項目に関しましては禁止事項となっておりますので、ご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

- (ア) 介助犬以外の犬、猫、小鳥、その他の愛玩動物、家畜類の持込み
- (イ) 発火または引火性のある物品等危険物の持込み
- (ウ) 悪臭・異臭を発するものの持込み
- (エ) 法令または公序良俗に反する行為及び他のお客様へのご迷惑になる言動
- (オ) 備付品の移動
- (カ) 予約時の使用目的以外のご利用
- (キ) その他、法令で禁じられている行為

11. 解約

お客様及び宴会・会議等にご出席のお客様がこの「宴会・催事規約」に違反する場合、あるいはその恐れがある場合は宴会・会議等のお申込みをお断りするか、またすでにご契約いただいている場合でもご解約させていただきます。ご了承ください。

また、お申込金・前受金をご請求させていただいた場合で指定の期日までにご入金されないときは宴会・会議等のご予約をご解約の上、お取消しに準じる額のご負担をご請求させていただきます。ご了承ください。なお、これらの場合のご解約につきましては、ご解約に伴う損害賠償などのお支払いはいたしかねますのでご了承ください。

12. 暴力団及び暴力団員並びに公共の秩序に反する恐れのある利用

- (1) 「暴力団員による不当な行為の防止などに関する法律」（平成4年3月1日施行）による指定暴力団及び指定暴力団員等の当施設のご利用はご遠慮いただきます。（ご予約後、あるいはご利用中にその事実が判明した場合には、その時点でご利用をお断りいたします）
- (2) 反社会的団体及び反社会的団体員（暴力団、過激行動団体等及びその構成員）の当施設のご利用はご遠慮いただきます。（ご予約後、あるいはご利用中にその事実が判明した場合には、その時点でご利用をお断りいたします）
- (3) 暴力、脅迫、恐喝、威圧的な不当要求及びこれに類する行為が認められる場合、直ちに当施設のご利用はご遠慮いただきます。また、かつて同様な行為をされた方についてもご遠慮いただきます。
- (4) 当施設をご利用する方が心身衰弱、薬品、飲酒等による自己喪失等、ご自身の安全確保が困難であったり、他のお客様へ危険や恐怖感、不安感を及ぼす恐れのあると認められるときは、直ちにご利用をお断りいたします。
- (5) 上記（1）～（4）により、当施設が損害を被った場合は相応のご負担を申し受けます。

2018年2月改訂